

養育費公正証書等作成支援補助金

養育費の取決めに関する公正証書の作成等に係る費用を補助します。

対象者

補助金申請時に加須市内にお住まいのひとり親^{※1}であって、次の要件を全て満たす方

- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担していること。
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義^{※2}を有していること。
- ・ 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に監護していること。
- ・ 過去に同一の対象児童について、同様の補助金の交付を受けていないこと。

※1 ひとり親とは、配偶者のない方であって、現に対象児童を監護している方をいいます。なお、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

※2 債務名義とは、養育費を請求する権利を定めた公正証書（強制執行認諾文言付きのものに限る。）、調停調書、審判書、判決書、和解調書等をいいます。

対象経費

- ・ 公証人手数料（養育費の取決め以外の法律行為のみの手数料を除く。）
- ・ 調停の申立て又は訴訟の提起（離婚請求及び養育費の取決めに係るものに限る。）に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本その他の添付書類の取得費用（養育費の取決めに関するものに限る。）
- ・ 連絡用の郵便代（上記に掲げる費用に関する手続に要するものに限る。）

補助金額

上記の対象経費の支出額（上限5万円）

申請方法

債務名義を作成した日の翌日から起算して6か月以内に、以下の書類を子育て支援課に提出してください。（注）令和8年4月1日以後に作成した債務名義が対象

- ・ 申請書
- ・ 児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、又はひとり親と対象児童の戸籍の謄本若しくは抄本
- ・ 対象経費の領収書の写し（申請者が負担したのものに限る。）
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義の写し

問い合わせ

加須市役所 こども局子育て支援課（本庁舎5階 ②番の窓口）

TEL 0480-62-1111